

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 25 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 項各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 7 号、同条第 33 項第 1 号、第 2 号」に改め、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3 分の 2

(6) 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2 分の 1

附則第 14 項の見出し中「平成 28 年度分」を「平成 29 年度分」に改め、同項中「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日」に、「平成 28 年度分」を「平成 29 年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 14 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。